

# 私の視点



神奈川工科大学非常勤講師

わたなべ のぶひさ  
渡辺 演久

少年法の適用年齢を18歳未満とする法改正の是非が法務省内で検討されている。これは①川崎中1殺害事件の主犯格少年が18歳であったこと②選挙権年齢が18歳以上とされたこと③民法を改正し18歳以上を成人とする、という3点が背景にあると思う。しかし、法改正が逆に犯罪や非行を増加させてしまう危険がある。

18、19歳の少年は現行法でも死刑が最高刑である。近年では光市母子殺害事件や石巻殺傷事件において少年に死刑判決が下されている。この点で成人との違いはない。2000年の少年法改正で16歳以上の少年による故意の致死事件は原則逆送となり、成人と同じ刑事裁判になっている。裁判員裁判も実際に行われている。現行法でも18、19歳は成人と同じように刑事罰が下される可能性がある。

法には立法目的があり、対象年齢が異なるのは当然だ。大正時代の少年法は18歳未満が対象で、20歳未満となったのは現行法になってからだ。成人年齢とは無関係に、科学的な知見から決められたのは、国会の議事録を参照すれば明らかである。

では、仮に法改正がなされ18、19歳を成人とし、少年法の対象から外した場合はどうなるか。私はおそらく犯罪が増えるだろうと思う。なぜなら、罪を犯した18、19歳の大部分が何のケアもされずに社会に戻ってきてしまうからである。

## 引き下げは犯罪を増やす

### 少年法の適用年齢

検察統計年報で確認すると、成人で検察庁に送致された者のうち、起訴猶予が約66%、略式命令請求が約25%である。言い換えれば何のケアもなされない者が9割以上に上る。18、19歳を成人と同じ扱いにすると、多くは窃盗や占有離脱物横領であろうから、起訴猶予や罰金刑になり、ケアされなくなるだろう。

少年法では、全件送致主義により非行少年は必ず家庭裁判所に送致され、科学主義に基づいて調査が行われる。本人の資質、家庭環境、いじめの有無など非行の原因を明らかにし、環境を調整し解決をめざす。そうすることによって再犯を防止し、非行や犯罪の減少につなげている。だからこそ国連子どもの権利委員会は日本の少年法が20歳未満を対象にしていることを高く評価している。

少年法を改正し18、19歳を対象から外すと、こうした調査がなくなり何のケアもなく社会に戻すことになる。どうしても成人年齢をそろえないのであれば少年法を「青少年法」と名称を変更し、青少年は20歳未満とすると定義すればよい。そうすれば、18、19歳にも全件送致主義が引き続きとられることになり、科学主義に基づいた調査と知見により犯罪を減少させる仕組みを継続することができると思う。

◆投稿は手紙か [siten@asahi.com](mailto:siten@asahi.com) へ。電子メディアにも掲載します。